

金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）正誤表

○ 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリスト

| 正 | 誤 |
|---|---|
| <p>I. 代表取締役、取締役及び取締役会による経営管理（ガバナンス）態勢の整備・確立状況</p> <p>（中略）</p> <p>4. 【モニタリング及び見直し】 取締役会は、定期的には又は必要に応じて随時、業務運営の状況及び<u>金融機関が直面するリスク</u>の報告を受け、必要に応じて調査等を実施させた上で、経営方針、経営計画、内部管理基本方針、戦略目標、統合的リスク管理方針、各リスク管理方針、法令等遵守方針、顧客保護等管理方針その他の方針の有効性・妥当性及びこれらに則った当該金融機関全体の態勢の実効性を検証し、適時に見直しを行っているか。</p> | <p>I. 代表取締役、取締役及び取締役会による経営管理（ガバナンス）態勢の整備・確立状況</p> <p>（中略）</p> <p>4. 【モニタリング及び見直し】 取締役会は、定期的には又は必要に応じて随時、業務運営の状況及び<u>リスクの状況</u>の報告を受け、必要に応じて調査等を実施させた上で、経営方針、経営計画、内部管理基本方針、戦略目標、統合的リスク管理方針、各リスク管理方針、法令等遵守方針、顧客保護等管理方針その他の方針の有効性・妥当性及びこれらに則った当該金融機関全体の態勢の実効性を検証し、適時に見直しを行っているか。</p> |

○ 顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト

| 正 | 誤 |
|---|--|
| <p>II. 各管理責任者による顧客保護等管理態勢の整備・確立状況</p> <p>1. 顧客説明管理態勢</p> <p>（中略）</p> <p>(2) 顧客説明に係る管理の実施</p> <p>（中略）</p> <p>④ 【広告等に関する管理】 顧客説明管理責任者は、広告及び勧誘に用いる資料等における表示（以下「広告等」という。）に関する内部規程等に従い、取引又は商品に関する広告等について事前にリーガル・チェック等を受け、銀行法、証券取引法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及びその告示、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令及び自主規制機関の規則等に反しないものとなっているか、<u>また顧客に対する説明として十分かつ適切なものとなっているか確認し、又は広告審査担当者等に確認させる態勢を整備しているか。</u></p> | <p>II. 各管理責任者による顧客保護等管理態勢の整備・確立状況</p> <p>1. 顧客説明管理態勢</p> <p>（中略）</p> <p>(2) 顧客説明に係る管理の実施</p> <p>（中略）</p> <p>④ 【広告等に関する管理】 顧客説明管理責任者は、広告及び勧誘に用いる資料等における表示（以下「広告等」という。）に関する内部規程等に従い、取引又は商品に関する広告等について事前にリーガル・チェック等を受け、銀行法、証券取引法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及びその告示、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令及び自主規制機関の規則等に反しないものとなっているか確認し、又は広告審査担当者等に確認させる態勢を整備しているか。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>I. 経営陣による顧客保護等管理態勢の整備・確立状況</p> <p>(中略)</p> <p>2. 内部規程・組織体制の整備</p> <p>(中略)</p> <p><u>⑧【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】</u> <u>取締役会等は、内部監査部門に、顧客保護等管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。</u></p> <p><u>⑨【内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し】</u> (略)</p> | <p>I. 経営陣による顧客保護等管理態勢の整備・確立状況</p> <p>(中略)</p> <p>2. 内部規程・組織体制の整備</p> <p>(中略)</p> <p><u>(II. 1. (2)⑧から移動)</u></p> <p><u>⑧【内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し】</u> (略)</p> |
| <p>II. 各管理責任者による顧客保護等管理態勢の整備・確立状況</p> <p>1. 顧客説明管理態勢</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 顧客説明に係る管理の実施</p> <p>(中略)</p> <p><u>(I. 2. ⑧へ移動)</u></p> | <p>II. 各管理責任者による顧客保護等管理態勢の整備・確立状況</p> <p>1. 顧客説明管理態勢</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 顧客説明に係る管理の実施</p> <p>(中略)</p> <p><u>⑧【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】</u> <u>取締役会等は、内部監査部門に、顧客保護等管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。</u></p> |

なお、II. 1. (2)⑧がI. 2. ⑧へと移動したことに伴い、脚注の番号を以下のように訂正する。

- ・ 脚注 5 → 脚注 6
- ・ 脚注 6 → 脚注 7
- ・ 脚注 7 → 脚注 8
- ・ 脚注 8 → 脚注 5